

200929009A

厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

確かな適合に基づく福祉機器の供給に
関する調査研究

平成21年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 諏訪 基

(国立障害者リハビリテーションセンター研究所)

平成22(2010)年3月

厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

確かな適合に基づく福祉機器の供給に
関する調査研究

平成21年度 総括・分担研究報告書

平成22(2010)年3月

目 次

報告書サマリー	1
I. 総括研究報告	
確かな適合に基づく福祉機器の供給に関する調査研究	3
主任研究者 諏訪 基	
II. 分担研究報告	
II-1. 福祉機器の適合体制に関する調査研究	
II-1-1 義肢・装具の適合体制の現状と課題	9
協力研究者 山崎伸也	
II-1-2 車いす、座位保持装置の適合体制の現状と課題	18
協力研究者 廣瀬秀行	
II-1-3 意思伝達装置の適合体制の現状と課題	32
協力研究者 伊藤和幸	
II-1-3 補聴器の適合体制の現状と課題	43
協力研究者 田内光	
II-2. 海外の福祉機器供給制度に関する調査研究	
II-2-1 スウェーデンの福祉機器供給制度と適合体制	53
協力研究者 石渡利奈	
II-2-2 オーストラリアの福祉機器供給制度と適合体制	61
協力研究者 三ツ本敦子、中村隆	
II-2-3 ドイツの福祉機器供給制度と適合体制	71
協力研究者 三ツ本敦子、中村隆	
II-3. 適合技術・分析手法の調査研究	
II-3-1 座位姿勢計測結果に基づく車いす適合技術に関する研究	75
協力研究者 星野元訓、廣瀬秀行	
II-3-2 福祉機器適合における分析手法ーベイジアン・ネットワーク研究の動向ー	82
協力研究者 本村陽一	
II-4. 政策提言に関する研究	
II-4-1 補装具制度における福祉機器適合システムの提案	89
分担研究者 井上剛伸	
II-4-2 調査結果に基づく福祉機器利活用促進体制のあり方検討の提案	97
主任研究者 諏訪 基	

III. 研究成果の刊行に関する一覧表109
IV. 研究成果の刊行物・別刷り111

報告書サマリー

本報告書は平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業により実施された「確かな適合に基づく福祉機器の供給に関する調査研究」の報告である。調査研究の目的は、障害者施策にかかわる情報を収集、整理し、厚生労働省における障害者施策の企画・立案が円滑かつ効率よく行われることに資することにある。本研究では、特に福祉機器の供給制度を取り上げ、その効率的かつ効果的な利活用を促進するための政策立案に資する調査研究を実施した。

この目的を達成するために、国立障害者リハビリテーションセンターの専門スタッフを中心に研究協力者として動員し(末尾の“調査研究体制”を参照)、福祉機器の適合に関わる情報の収集、整理・分析を実施した。平成 21 年度は 2 年計画の 2 年目として 1 年目の調査結果に基づき、福祉用具サービス充実を図る方策の提案を目的に、欧米各国の福祉用具の供給制度を、適合評価の技術基盤と人材養成の観点から再度精査することによって、福祉用具供給に関する運用体制のあり方について調査研究を実施する。平成 21 年度の研究結果の概要は以下の通りである。

1. 福祉機器の適合体制に関する調査研究

福祉機器を効果的に利活用するためには、利用者のニーズに適応する機種を選択したのち、個々の利用者の特性に適合させなければならない。福祉機器の種類によって、適合の体制や技術的問題点異なる。本調査研究では、義肢・装具、車いす・座位保持装置、意思伝達装置、補聴器を取り上げて、適合体制の現状を調査した。

2. 海外の福祉機器供給制度に関する調査研究

海外の福祉機器供給制度に関する動向調査は、スウェーデン、オーストラリア、ドイツを対象として実施した。

3. 適合技術および適合における分析手法に関する調査研究

適合技術に関しては、一つの事例として座位姿勢計測に基づく車いす適合技術に関する研究の動向に関して調査を実施し、また、福祉機器適合における分析手法として、ベイジアン・ネットワーク研究の動向を調査した。

4. 政策提言に関する研究

2 年間にわたる調査に基づき、福祉機器の供給に関する政策提言の研究を行い、補装具制度における福祉機器適合システムのあり方の研究、ならびに、福祉機器利活用促進体制のあり方検討の研究を実施し、提言を取りまとめた。

調査研究体制

主任研究者	諏訪 基	国立障害者リハビリテーションセンター研究所所長
分担研究者	井上剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所部長
研究協力者	伊藤和幸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所室長
	石渡利奈	国立障害者リハビリテーションセンター研究所員
	田内 光	国立障害者リハビリテーションセンター病院副院長
	中村 隆	国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具士
	廣瀬秀行	国立障害者リハビリテーションセンター研究所室長
	星野元訓	国立障害者リハビリテーションセンター学院教官
	本村陽一	独立行政法人 産業技術総合研究所チーム長
	三ツ本敦子	国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具士
	山崎伸也	国立障害者リハビリテーションセンター研究所主任義肢装具士

I. 総括研究報告

I. 総括研究報告

確かな適合に基づく福祉機器の供給に関する調査研究

主任研究者 諏訪 基 国立障害者リハビリテーションセンター研究所長

要旨 本研究の目的は、厚生労働省における福祉機器供給に関する施策の企画・立案が円滑かつ効率よく行われるための情報を提供することにある。研究手法としては①情報収集、②情報の整理・分析、③情報の再構成・提示という調査研究のプロセスを踏み、政策の策定に資する情報を提示するという方法を採用した。昨年度の調査結果に基づき、福祉機器の種類を4点（義肢・装具、車いす・座位保持装置、意思伝達装置、補聴器）に絞って現状と課題の調査し、課題の分析を深化させると共に、海外における福祉機器供給制度に関する調査を実施した。政策提言として、補装具制度における福祉機器適合システムの提案、ならびに、調査結果に基づく福祉機器利活用促進体制のあり方検討の提言を取りまとめた。

A. 研究目的

本研究は、障害者施策にかかわる情報を収集、整理し、厚生労働省における障害者施策の企画・立案が円滑かつ効率よく行われることに資することを目的とする。2年間の調査研究では、新たな技術によって開発される福祉機器が確かな適合に基づいて利用者へ供給されることによって新技術の効果的かつ効率的な利活用を図る方策を得ることを目標とする。初年度は福祉機器の効用と利用者のニーズおよび特性の評価手法等の動向に関する調査、第2年度は福祉機器供給における適合体制の動向に関する調査を実施する。

新しい展開を図りつつある障害保健福祉施策において、有効な障害者施策の企画・立案ならびに実施のためには我が国の障害者の実情に関する客観的な認識を基礎とするべきであり、このために、障害者施策に直接関連した情報を厚生労働省に集積していることが重要である。しかし、諸外国や隣接関連領域の最新の動向に関する情報までは手が回りにくいのが実情である。このような情報としては、リハビリテーション技術をはじめとする関連技術シーズの進歩と動向、内外における関連学会の動向、諸外国の障害者施策から研究開発施策に関する情報などがある。また、障害者権利条約には障害者に適した新たな技術に関し研究開発を促進することはもとより、妥当な費用であること、並びにその新たな技術の利用可能性及び使用を促進することを国の義務として規定しており、さらに、障害者自立支援法の円滑な運用の観点からも、今後これらの技術による福祉機器の効果的かつ効率的な利活用を図る方策が必要となっている。

福祉機器の効果的かつ効率的な利活用を図る上で、障害者の障害特性との適合を図ることがポイントであり、そのためには、福祉機器の効用と利用者のニーズおよび特性の評価手法に関する技術に基づく福祉機器供給における適合体制の整備が不可欠である。

これまで国立障害者リハビリテーションセンター研究所では、福祉機器の利用効果について障害特性、生活機能、満足度、心理的效果などの評価技術の研究開発を進めてきており、また、シーティ

ングクリニックなど福祉機器の適合に関しても実践的な取り組みを通して知見を蓄積してきている。当該調査研究では、福祉機器の利活用を可能とする技術基盤の動向を調査するとともに、エビデンスに基づく新しい提案のフィージビリティの検証並びに海外の事例との比較検討を実施し、財政面での制約の下での適正かつ効率的な福祉機器運用体制の確立ならびに適切な福祉機器の供給を維持する方策の策定に資する。

B. 研究方法

本研究は主として障害者施策に関わる分野について、実地調査、文献調査、ヒヤリング等を通して、①情報収集、②情報の整理・分析、③情報の再構成・提示という調査研究のプロセスを踏んで政策の策定に資する情報の提示という目的を達成する。研究推進体制は、国立障害者リハビリテーションセンターの更生訓練所、病院、研究所、学院の専門スタッフを主体とし、加えて産業技術総合研究所の本村氏を研究協力者とした。調査研究期間を2年間として、福祉機器の効果的かつ効率的な利活用を図る方策を調査研究する。初年度は福祉機器の効用と利用者のニーズおよび特性の評価手法等の動向に関する調査を行ったが、第2年度の今年度は福祉機器供給における適合体制の動向に関する調査を実施する。

1. 福祉機器の効用と利用者のニーズおよび特性の評価手法等の動向に関する調査(20年度)

これまで国立障害者リハビリテーションセンター研究所にて研究を進めてきている障害特性、生活機能、満足度、心理的効果などの福祉用具の利用効果についての研究等をベースに、福祉機器に対するニーズの評価手法の研究動向を調査するとともに、利用者の障害特性と福祉機器に対する利用者のデマンド並びに実際に行われているニーズ評価結果との関係に関する事例を調査し分析を試み、福祉機器の適合をより確かなものとする方策を技術的観点からの提言を行った。

2. 福祉機器供給における適合体制の動向に関する調査(21年度)

1年目の調査結果に基づき、福祉用具サービス充実を図る方策の提案を目的に、欧米各国の福祉用具の供給制度を、適合評価の技術基盤と人材養成の観点から再度精査することによって、福祉用具供給に関する運用体制のあり方について調査研究を実施する。

本年度は、上記2.の適合体制の動向に関する調査として、以下の項目に関する調査を行う。

1) 福祉機器の適合体制について

- ・ 義肢・装具の適合体制の現状と課題について
- ・ 車いす、座位保持装置の適合体制の現状と課題について
- ・ 意思伝達装置の適合体制の現状と課題
- ・ 補聴器の適合体制の現状と課題

2) 海外の福祉機器供給制度について

- ・ スウェーデンの福祉機器供給制度と適合体制について
- ・ オーストラリアの福祉機器供給制度と適合体制について
- ・ ドイツの福祉機器供給制度と適合体制について

- 3) 座位姿勢計測結果に基づく車いす適合技術について
- 4) 福祉機器適合における分析手法(ベイジアン・ネットワーク研究の動向)について
- 5) 補装具制度における福祉機器適合システムの提案について
- 6) 調査結果に基づく福祉機器利活用促進体制のあり方検討について

C. 研究結果と考察

平成 21 年度の研究結果および考察の概要は以下のとおりである。

1. 福祉機器の適合体制に関する調査研究

義肢・装具の支給制度を大別すると、疾病や受傷に対して製作する訓練用仮義肢や治療用装具の治療用、治療の完了後に日常生活で使用する更生用があり、さらに義肢・装具が必要となった原因によって細分化している。制度により、義肢・装具の処方から適合確認までの流れが異なり、それぞれの制度を十分に理解することが重要であることから、この研究では、義肢・装具の取扱いがある治療用と更生用の違い、さらに、更生用を扱うそれぞれの制度の中で、義肢・装具の適合体制の現状を調査報告すると共に、これまでに発生した経験課題について報告した。【山崎: 義肢・装具の適合体制の現状と課題】

座位保持装置や車いすは身体寸法によって機器側の寸法を決定する際に一致した状態を適合とされていたが、今回、その機器を使用するときに、使用者にとって事故や傷害が起こらないことを確認し、その上で目的を達しているかを確認したものを適合とする提案について報告した。【廣瀬: 車いす、座位保持装置の適合体制の現状と課題】

国立障害者リハビリテーションセンターでは、病院(リハビリテーション科、耳鼻科)と研究所が連携し、意思伝達装置適合システムの構築を目指しているが、この適合システムでは、病院リハビリテーション科から理学療法部門(PT)、作業療法部門(OT)、耳鼻科言語聴覚部門(ST)が各専門分野を担当し、研究所から福祉機器開発部・障害工学部、補装具製作部が協力するという体制を取っている。これまでも対応してきた意思伝達装置適合の現状を報告した。【伊藤: 意思伝達装置の適合体制の現状と課題】

医療機器である補聴器の適合や供給について日本における現状と今後の課題を報告した。補聴器の適合に係わる日本耳鼻咽喉科学会認定の補聴器相談医、(財)テクノエイド協会認定の認定補聴器技能者、認定補聴器専門店の認定資格を説明し、現在の補聴器供給体制の問題点を提示し、今後の難聴者の QOL を向上するためにはどのような方策が必要かを報告した。【田内: 補聴器の適合体制の現状と課題】

2. 海外の福祉機器供給制度に関する調査研究

保健医療サービス法に基づき、県および市町村が福祉機器の供給を行っているスウェーデンの福祉機器供給制度と適合体制について、スウェーデン国内における機器の利用者群を明らかにした上で、供給を行う県・市町村の各種機関、サービスを紹介する。スウェーデンにおける福祉機器の最大の利用者グループは機器利用者の 70%を占める高齢者であり、高齢者への機器の処方、使用訓練、

サポートは、主に、県の保健サービスと市町村の保健医療サービスで実施している。また、障害者への機器の処方は、県や地域の専門のクリニックで実施されていることを報告した。【石渡:スウェーデンの福祉機器供給制度と適合体制】

海外の義肢装具支給制度は、各国が様々な形態を持っており、その義肢装具を支給するスタッフの育成も独特のシステムが存在するが、オーストラリアにおける義肢装具士の養成と義肢装具供給制度を中心に調査した。その結果オーストラリアでは国家資格は存在せず、大学卒の義肢士と装具士が、それぞれが医師と共に適合チェックを行っており、各州により制度が異なる公的資金による義肢装具供給制度を報告した。【三ツ本、中村:オーストラリアの福祉機器供給制度と適合体制】

ドイツにおける義肢装具を提供する義肢装具士の養成と義肢装具支給制度について調査し、マイスター制度と呼ばれる伝統的なシステムが存在し、技術者の養成に力が注がれていることに加え、日本の義肢装具支給制度の基礎となったドイツの支給制度について報告する。【三ツ本、中村:ドイツの福祉機器供給制度と適合体制】

3. 座位姿勢計測結果に基づく車いす適合技術に関する研究

定性的であった座位姿勢評価に関して ISO16840-1 にて用語・表現方法が定義されたことにより、現在の課題は計測手法の確立へと次の臨床応用の段階に移行している。本研究では適合技術に関する基礎的研究として現在行われている3つの計測手法の妥当性と信頼性について、主に3次元位置計測器を用いた方法を主体に報告した。【星野、廣瀬:座位姿勢計測結果に基づく車いす適合技術に関する研究】

4. 福祉機器適合における分析手法 – ペイジアン・ネットワーク研究の動向 –

福祉機器などの生活者に提供される製品やサービスなどを個人や使用状況に合わせて適合する技術が望まれており、こうした個人適合を実現する方法の一つとして、実際の生活中に観測される大規模なデータから、変数間の関係を確率ネットワークで表し、それを計算モデルとして活用するペイジアンネットワーク技術についての概要と生活中的サービスとして応用する事例について報告する。【本村:福祉機器適合における分析手法 – ペイジアン・ネットワーク研究の動向 –】

5. 補装具制度における福祉機器適合システムの提案

福祉機器の適合については長年議論が行われ、多くのモデルが提案されている。しかし、実現に至ったものは数が少なく、具現化できるモデルの提案が望まれている。本研究では、全国10ヶ所程度の補装具適合拠点センターとして、既存のリハセンターや病院等を位置付け、高度な適合サービスを提供できるモデルを提案した。本年度は、昨年度提案した原案を元に、有識者のヒアリングを行い、その結果に基づき、更生相談所を巻き込む形のネットワーク構想を提案した。【井上:補装具制度における福祉機器適合システムの提案】

6. 調査結果に基づく福祉機器利活用促進体制のあり方検討の提案

福祉機器・支援機器の開発における課題の調査分析によって、従来あまり正面から検討されてきていなかった問題点を明らかにした。一つは、「売れていない福祉機器・支援機器の問題」であり、もう一つは、「遊休状態の福祉機器・支援機器の問題」である。さらに「ハイリスク・ローリターン」の技術分野であるとの認識が、技術開発と商品開発の関係者のインセンティブを大きく損なっていることによる問題、ならびに当事者からこれから出現する技術による支援への「ニーズを引き出すことの困難さ」等を明らかにした。

これらの問題点を踏まえ、福祉機器・支援機器の利活用を促進し“使われる”福祉機器・支援機器の開発目標を達成するための基本戦略を検討し、福祉機器・支援機器の“開発－利活用サイクル”の(再)構築を目指す実践的研究の必要性を示し、研究計画の事例を提案した。このサイクルは、福祉機器・支援機器の進化を促す効果も期待できることを示した。【諏訪：調査結果に基づく福祉機器利活用促進体制のあり方検討の提案】

D. 結論

本研究では、障害者施策にかかわる情報を収集、整理し、厚生労働省における障害者施策の企画・立案が円滑かつ効率よく行われることに資することを目的とし、福祉機器の供給制度を取り上げ、その効率的かつ効果的な利活用を促進するための政策立案に資する調査研究を実施した。今年度は、福祉機器の適合技術の観点から4つの福祉機器を取り上げて現状の調査を行うと共に、評価やニーズの抽出手法、関連する技術動向、福祉機器の供給制度、並びに利活用を促進するための方策について重点をおいて調査を行った。さらに、福祉機器の適合体制や全国レベルでの適合システムの提案、および、利活用を促進するためのあり方検討体制の提案を行った。

調査の結果、適合の重要性が明らかになったが、評価手法やニーズの抽出手法に多くの研究課題が存在することが明らかになった。ベイジアン・ネットワーク・モデルを用いたデータ・マイニング手法は、福祉機器の利活用を促進する上で解決すべき問題点を多数のエビデンスから抽出して解析する作業や、類似の課題の解決事例から手元の課題を解決する方策の候補を推定する作業において有望なツールであることが明らかになった。さらに2年間の調査研究の結果から、補装具制度における福祉機器適合システムに関する提言、および福祉機器利活用促進体制のあり方検討の具体的提言が得られた。

E. 研究発表

①学会発表

- 1) Motoi SUWA. Current and Future Rehabilitation Research in Japan, Proceeding of International Conference for the First Anniversary of NRC Research Institute. 2009.
- 2) Takenobu INOUE. Current and Future Rehabilitation Research in Japan, Proceeding of International Conference for the First Anniversary of NRC Research Institute. 2009, p. 99 - 100 .

II. 分担研究報告

Ⅱ. 分担研究報告

Ⅱ-1 福祉機器の適合体制に関する調査研究

Ⅱ-1-1 義肢・装具の適合体制の現状と課題

協力研究者 山崎伸也

要旨 義肢・装具の支給制度を大別すると、疾病や受傷に対して製作する訓練用仮義肢や治療用装具の治療用と、治療が完了した後、日常生活で使用する更生用とがある。さらに義肢・装具が必要となった原因によって適応となる制度が細分化する。制度により、義肢・装具の処方から適合確認までの流れが異なり、それぞれの制度を理解することが重要である。本稿では、義肢・装具の取扱いがある治療用と更生用の違いや更生用を扱うそれぞれの制度の中で、義肢・装具の適合体制の現状、および、これまで発生した経験課題について調査報告する。

1. はじめに

1-1 はじめに

義肢・装具の製作修理の適合を行う専門職として義肢装具士の資格がある。これは国家資格であり義肢装具士法の第38条の中で「義肢装具士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行ってはならない。」とされている。義肢装具士が、病院や更正相談所で医師の指示を受け、義肢・装具の適合作業を行っている。

義肢で言えば、身体(切断端)と義肢の間のインターフェースに当たるソケット部と断端との嵌め合いで、痛みがない、適切に体重支持、義足の懸垂が行える。装具では、さまざまな目的の中で体重支持や変形の予防、変形の矯正、付随運動のコントロールなどの条件を満たす必要がある。

しかし、今回の適合に関しては、義肢・装具の装着に関する適合だけではなく、義肢・装具の処方から適合チェック、そして、生活の中で使用する。この一連の流れについてそれぞれの制度を利用した場合に、どの様な形で義肢・装具が処方、適合されていくかをまとめる。

ここで適合しているとは、真意での適合していることを証明することは不可能であり、実際には不適合がないかを確認し、不適合が見つからない場合に、適合していると判断している。

1-2 義肢・装具の適合体制

1-2-1 義肢・装具の支給体制の中での処方、適合チェックの流れ

どの義肢・装具支給体制を用いても適合体制は、義肢・装具の処方、仮合せ、適合チェックと変わらない。しかし、どの制度を使うかにより、どこで処方を受け適合チェックを受けるかが異なってくる。

1-2-2 治療用と更生用による給付

製作する義肢・装具の製作目的が「治療用」か「更生用」か、さらには使われる制度が何かにより、製

作を進める際の流れが大きく異なり、処方や判定を行う医師も変わってくる。

「治療用」は、治療用装具や訓練用仮義肢が対象となり、治療を受けている医師の処方、適応チェックにより完結する。「更生用」は、症状固定後に日常生活や職業上必要とするものが対象となる。該当する制度によって、誰が判定し、適合チェックを行うかが異なってくる。義肢装具の「治療用」「更生用」の分類を表1にまとめる。

表1 「更生用」と「治療用」の違い

事項	更生用	治療用
関係法	自立支援用 戦傷病者特別援護法 船員保険法 労働者災害補償保険法 国家公務員災害補償法 地方公務員災害補償法	国民健康保険法 健康保険法 老人保健法 船員保険法 私立学校教務職員共済法 国家公務員共済組合法 地方公務員等共済組合法 労働災害補償保険法 国家公務員災害補償法 地方公務員災害補償法 生活保護法
目的	症状固定後の日常生活および職業 生活上の利便の向上	治療段階における症状の回復及び 改善

「治療用」の場合

「治療用」として製作される義肢・装具は、医師の指示のもと製作を開始し、リハビリ訓練を行い、仮合せ、完成時に医師のチェックを受ける。

入院や外来で、病院を受診するたびにその都度適合チェックが入り、訓練に携わるスタッフからも不適合のチェック、本人からの訴えや、病棟における看護師のチェックなどが随時はある。

「更生用」の場合

「更生用」ではそれぞれの制度間で仕組みが大きく異なり、大きく2つに分かれる。1つは、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、船員保険法、労働者災害補償法保険法の様に、指定された病院を受診して製作できるもの、1つは自立支援法の指定された身体障害者更生相談所で判定を受けるものに分かれる。(表2)

表2 「更生用」で用いられる制度

制 度	処方・適合検査その他の適用等
自立支援法	身体障害者更生相談所 指定育成医療機関等
国家公務員災害補償法 地方公務員災害補償法	実施機関に一任
船員保険法	船員保険、社会保険病院
戦傷病者特別援護法	都道府県知事への委任
労働者災害補償保険法	労災病院 義肢採型指導医

1-2-3 労働災害補償法

労働者災害補償保険では社会復帰促進等事業として義肢等の支給が行われています。義肢等の支給または修理を受けたい方は、「義肢等支給/修理申請書」に必要事項を記入し事業場の所轄の都道府県労働局に提出する。労働局から本人へ承認書が、病院へは採型指導依頼書が出され、本人は承認書をもって義肢装具製作所に製作の申し込みを行う。製作開始のときは本人と製作事業者が採型指導医に採型指導を受ける。このとき、どのような義肢・装具を製作するのかを打つ合わせて製作事業者から労働局に見積書を発行する。義肢・装具完成時に採型指導を受けた医師に適合チェックを受け適合証明をもらい義肢・装具は本人に納品される。

採型指導医の申請をするためには、補装具適合判定医師研修会を受講していることが必要である。

1-2-4 障害者自立支援法

障害者自立支援法で義肢・装具を製作する場合、独自の適合判定の仕組みが出来上がっている。使用者が製作を希望した場合には、まず身体障害者更生相談所にて、その場で直接判定を受ける「直接判定」が必要なものと、補装具支給意見書を提出し身体障害者更生相談所では意見書に基づく判定で、書類上で補装具の判定を決める「文書判定」がある。

表3 「直接判定」が必要なものと「文書判定」で良いもの

判定方法	義肢	装具	座位保持装置	眼鏡	補聴器	車いす	電動車いす	特例補装具
直接判定	○	○	○			○(オーダーメイド)	○	○
文書判定				○	○	○(レディーメイド)		

義肢・装具に関しては新規製作をする場合、「直接判定」をするようになっている。ただし、身体障害児、18歳未満の児童の場合は、原則として指定育成医療機関または療育の指導等を行っている保健

所の医師の作成した補装具支給意見書によって市町村が判断する「文書判定」である。ただし、市町村から身体障害児に対しての補装具の構造、機能等に関して技術的助言が必要な場合には、身体障害者更生相談所が助言することができる。他の身体障害者の義肢・装具と特例補装具では、全て「直接判定」が必要である。

(1) 新規交付の判定方法

[嘱託専門医]

直接判定を行う義肢・装具の医学的判定は基本的に身体障害者更生相談所の専任医師が行うが、身体障害者更生相談所の組織、設備条件等で不可能な場合、15条指定医または、身体障害者福祉法第19条の2第1項に基づく更生医療指定機関において当該医療を主として担当する医師のなかから関係医療学会等の意見に基づいて選定した嘱託専門医に委嘱される。

また、遠隔地に住む者等の利便を考慮する必要があるときは、上記嘱託専門医に準じて選定した専門医に委嘱できる。重度の障害者や遠隔地に住む者等は、身体障害者更生相談所が委嘱した専門医の医学的判定をうける。身体障害者更生相談所は、「委嘱した専門医のいる医療機関」が発行した処方等に基づき要否の処方や判定を行い、適合判定の結果についても報告を受けることになる。重度の障害者は遠隔地に住む者等であっても、医学的判定に加えて社会環境上の調査がきわめて重要となる特例補装具については、身体障害者更生相談所の直接判定が必要となる。

全国の身体障害者更生相談所の充実状況を見ると、義肢・装具は直接判定になっているが、義肢装具について一番情報を持っている義肢装具士が、22名しかいないこともわかる。

表4 全国の身体障害者更生相談所の充実状況

医師:常勤11名、兼務45名
理学療法士:常勤51名、兼務13名
作業療法士:常勤33名、兼務7名
言語療法士:常勤18名、兼務8名、非常勤8名
義肢装具士:常勤9名、兼務4名、非常勤9名
義肢装具製作施設の併設 12か所:県立県営3、県立民営7、その他2

(特例補装具等研究シンポジウム配布資料より引用)

[文書判定]

身体障害者更生相談所が文書判定でも可能と判断した義肢・装具や、市町村が身体障害者更生相談所の判定を要せずに交付できると特に定められた義肢・装具は補装具支給意見書により医学的判定等を行うが、この意見書を作成する医師は15条指定医または、身体障害者福祉法第19条の2第1項に基づく更生医療指定機関において当該医療を主として担当する医師から関係医療学会等の意見に基づいて選定して専門医や公的機関が実施する類装具判定医師研修会を終了した者等十分な専門知識、技能及び経験を有する医師に限定されている。

(2) 再交付、修理の判定

再交付や修理に関しては、特に医学的判定を要しない場合があるとされている。具体的にどの様なものが判定を要するかの判断は、身体障害者更生相談所の裁量にまかされている。

再交付、修理についても身体障害者更生相談所が関与している方法は次の4つが考えられる。

- ① 基本的な障害の状況に変化がなく前回と同一のものを製作する場合は適合判定のみを身体障害者更生相談所が行う。
- ② 障害の状況に変化があり前回交付のものと同じのものでは対応できないと判断する場合は処方段階から関与する。
- ③ ソケットの形状や完成用部品が年々改良開発されている義足については処方から関与する。
- ④ 同一規格の部品の交換や軽微な調整については、身体障害者更生相談所の判定は要しない。身体障害者更生相談所は市町村に対し、あらかじめ判定を要するか要しないかの判断について具体的に周知しておくことが必要である。

(3) 処方および適合判定

身体障害者更生相談所で行う義肢・装具の処方および適合判定は処方、仮合せおよび適合判定にわけることができる。

表5 処方および適合判定の概要

補装具の支給品目	医学的評価と処方	仮合せ・適合判定における評価内容
義肢	身体機能評価、断端評価を行い、義肢の選定および処方を行う	義肢が処方通りに製作されているかおよび外装、部品調整の状態、(継手、懸垂など)、動作(以上歩行の有無など)断端の状態(傷、発赤など)、ソケットの適合状態について
装具	身体機能評価を行い、装具の選定および処方を行う。	装具が処方どおりに製作されているか確認する。また、形状、動作(異常歩行の有無など)、皮膚の状態(傷、発赤など)について

a) 処方判定

判定医が、障害者の身体特性と中心に現症を診断したうえで、日常生活、社会的、職業的条件などを参照して義肢・装具の必要性を確かめて選定される。判定医の経験による意見や障害者の経験からくる希望、義肢装具士のもつ情報から、いくつかの部品候補がある場合、試用評価が可能なものについては実際に装着してもらい調整を行い、補装具支給意見書を作成する。

義肢・装具の選定や調整は、使用する障害者の生活様式をも含めて判断されるべきであり、単に医学的な適応のみで判断することはできない。そのための情報収集が必要である。

b) 仮合せ

構造上、基本工作物として製作されているソケットや身体との接合部について身体との適合を評価し、アライメント、材質、工作法、操作法について検査する。また、試用評価を行った場合には、その結果から処方内容を決定する。

c) 適合判定

補装具費の支給に当たっては、適合判定を実施することとなっている。

適合判定を行う際は、義肢・装具の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、補装具業者、市区町村の補装具担当職員、身体障害者福祉司等の関係者の立会いのもとに実施する。

義肢・装具の適合判定は、義肢・装具が最終的に処方どおりに作製されているかどうかを確認、さらに、完成したものをユーザー本人に装用してもらい、軸位および切断端とソケットの適合状況、又は固定、免荷、矯正等装具装着等の目的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、身体と補装具の適合性、義肢・装具の物理的構造と部品調整の具合、義肢・装具の操作性などを確認する、併せて外観、重量および耐久力についても考慮する。

適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合していないと認められたが場合、処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具業者に対し不備な個所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引き渡しを行わせることとされている。

(4) 特例補装具と判定

特例の義肢・装具は身体障害者更生相談所の判定を経て交付される。特例補装具については、以前は、国との協議と承認が必要とされたが、地方分権一括法との関係で平成12年度から身体障害者更生相談所の判定で交付が可能となった。このような経緯があるため、特例補装具の判定は補装具判定の中でもきわめて重要な判定と位置づけられている。

特例補装具に該当するものは、補装具種目に該当するものであって別表に定められた名称、型式、基本化構造によることができない補装具とされている。また、交付要件も障害状態、生活環境その他真にやむ追えない事情により交付の必要がある場合、と限定されている。他に代替する補装具がなく、それができない場合や日常生活能力を含めた生活の質が多分に向上する場合等である。

判定の際には、障害状況を確認し失われた身体機能を補完し、又は代替するものとなるか評価して、本当に必要なものであるかを判断する。ただ単に、欲しい機能であったり、あれば便利では対象とならない。これではいけないという理由が必要である。

近年、義肢については高額な完成用部品が流通するようになっているが、本当にその部品でなければ生活できないのか、もっと低額な部品でも代替品として使えないか。ものの機能についてのみではなく費用も含めて検討が必要となってきている。

判定を行うに当たり困難とされる内容として、義肢・装具では高額な完成用部品の扱いがあげられる。

義足の膝継手で完成用部品のリストにある高額な部品は支給額836,500万円がある。この部品については、更生相談所長協議会でQ&Aという形で支給例を提示し、判定で必要か不必要か検討しやすいよう情報提供がされている。

また、高額な義肢・装具としては他にも筋電義手がある。筋電義手は特例補装具として扱うものであるが、完成用部品に関しては、平成6年に殻構造義手のその他に筋電義手の部品が掲載されるようになった。身体障害者更生相談所等で部品についての情報を得やすいようにするための配慮である。

質問： ハイブリッドニー (NABTESCO 社製) が平成 20 年 6 月から支給可能となったが、高性能部品であることから、適応の参考とするため、部品の特徴や支給対象者の例、メーカー保証期間をご教示いただきたい。

< 回答 >

a) ハイブリッドニーの特徴

ハイブリッドニーは、立脚相を油圧/MRS(床反力位置検知システム)、遊脚相を空圧/マイコンによってそれぞれ独立制御しており、立位の高い安定性と幅広い速度変化への対応が可能であり、以下の特徴を持つ。

- ・ 坂道や階段での交互下りが可能。
- ・ 杖あり歩行であった者が杖なしでの歩行可能。
- ・ 椅子への着座時に義足側に体重をかけられることで安心して楽に座れる。
- ・ 膝折れの不安感がなく諸動作を安心して出来る。
- ・ 歩行時の脚の振り出しの際、腰や断端を強く振らずに歩行出来るため、腰や断端への負担が軽減。
- ・ 油圧抵抗の設定を変えることで、切断初期の訓練時期から適応可能。
- ・ 切断初期などに立脚期の安定を増すために油圧抵抗を強く設定しても遊脚相には影響しない。

b) ハイブリッドニーの支給対象者例

上記特徴及び公費支給の観点を踏まえ、以下に適応性が高いと思われる例を列挙する。

- ・ 立ち仕事や荷物の運搬作業等を職業とされている者。
- ・ 健脚の膝関節全置換術を行っているなど、健脚への負担を軽減する必要がある者。
- ・ 日常生活環境下で坂道や階段、不整地等を頻繁に歩行する必要がある者。
- ・ プロゴルファー等、プロのスポーツ選手。
- ・ 安定感と歩行時の振り出しの軽さによる、腰への負担軽減が必要な股義足の者。

c) 耐用年数及び定期点検

- ・ メーカー保証期間:3年 ※ただし、2年経過後に定期点検(無償)要